

○町田市審議会等の会議の公開に関する条例

平成11年12月27日

条例第40号

総務部市政情報課

(目的)

第1条 この条例は、審議会等の会議を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市政に対する市民の参画を促進し、開かれた市政を実現することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該審議会等に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）第5条第1項に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(令4条例46・一部改正)

(会議開催の事前公表)

第5条 実施機関は、審議会等の会議について、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題及び公開又は非公開の別
- (4) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めた事項

(会議の傍聴)

第6条 何人も、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなくてはならない。

(会議資料の閲覧)

第7条 審議会等の会議が公開されるときは、当該会議に付する会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(令4条例46・一部改正)

(会議録の作成)

第8条 審議会等は、公開と非公開とにかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、審議会等の会議の公開の運用状況について、毎年公表しなければならない。

(特別の定めのある場合の取扱い)

第10条 審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に第5条の規定により公表する審議会等の会議から適用する。

附 則（令和4年12月28日条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の町田市審議会等の会議の公開に関する条例第5条の規定に基づき事前公表された審議会等の会議については、なお従前の例による。